

## 「子育て世帯への臨時特別給付金」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、一時金を支給します。現在つがる市から児童手当を受給されている方は、今回支給を受けるにあたって申請は不要です。対象の方には、5月下旬にチラシ等を送付しておりますのでご確認ください。

公務員で児童手当を受給されている方は、申請が必要です。所属庁から配布される申請書類をご確認のうえ、11月30日（月）までに市役所福祉課に申請してください。

**支給対象者** 令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給されている方

※児童1人当たり月額一律5千円の特例給付を受給されている方は対象になりません。

**対象児童** 児童手当の令和2年4月分の対象となる児童

※同年3月分の児童手当の対象児童であれば、4月から高校1年生となった場合等も対象となります。

**給付額** 対象児童1人につき1万円

**支給予定日** 6月26日（金）※公務員の方は申請日に応じて支給日が変わります。

**支給方法** 令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当が支給される口座に振り込み

【問い合わせ先】福祉課 電話42-2111（内線247）

## ひとり親家庭等医療費受給資格証の更新について

現在、ひとり親家庭等医療費受給資格証を交付されている方は、7月31日をもって受給期間が終了し、8月1日から給付を受けるためには更新の手続きが必要となります。更新手続きをしないと、医療費の給付が受けられない期間が発生しますので、忘れずに手続きをして下さい。なお、更新に必要な書類は6月末に郵送します。

**受付期間** 7月1日（水）～7月31日（金）

**持参物** ①ひとり親家庭等医療費受給資格証更新申請書 ②健康保険証（つがる市国保以外の方）  
③認め印 ④医療費受給資格証（現在お使いのもの）

**受付場所** お住まいの地区により受付場所が異なりますので、お間違いの無いようご確認をお願いします。

木造、森田、柏地区の方 → 市役所福祉課

稲垣地区の方 → 稲垣出張所

車力地区の方 → 車力出張所

【問い合わせ先】

福祉課 電話42-2111（内線239）

## ひとり親家庭・寡婦の皆さまへ

青森県母子寡婦福祉連合会では、ひとり親家庭の親御さんおよび寡婦の方々の自立支援を目的とした各種相談の受け付けや講習会を実施しております。詳細は下記連絡先までお問い合わせください。

種類		開催地	受付期間
相談	一般相談 就業相談	母子寡婦福祉連合会(青森市)	月・水・金 8時30分～17時15分 火・木 8時30分～20時 日(第2・4) 10時～15時
	法律相談	母子寡婦福祉連合会(青森市)	毎月 第3火曜日 13時～15時(1人30分)

	種類	開催地	受付期間	開催時期
就業支援	調理師試験準備講習会 ※今年度受験申込した方が対象	弘前市	7月10日(金)～8月7日(金)	9月初旬を予定
	パソコン講習会 (個別指導)	青森市	7月10日(金)～8月7日(金)	9月1日(火)～12月1日(火)
		五所川原市	7月10日(金)～8月7日(金)	9月4日(金)～12月4日(金)
		弘前市	7月10日(金)～8月7日(金)	9月11日(金)～12月11日(金)
	調剤薬局事務	弘前市	7月10日(金)～8月7日(金)	9月15日(火)～10月22日(木)
	介護職員初任者研修	青森市	7月10日(金)～8月7日(金)	9月8日(火)～11月24日(火)
弘前市		7月10日(金)～8月7日(金)	9月17日(木)～12月17日(木)	

※上記のほか、就業支援の各種セミナーなどを実施しています。詳しくは、母子寡婦連合会にお問い合わせください。

【問い合わせ先】青森県母子寡婦福祉連合会 電話017-735-4152

ホームページ <http://aomori-kenboren.jimdo.com/>

市役所福祉課 電話42-2111(内線233)

# 後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

## ●「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「限度額適用認定証」の更新について

現在これらの認定証を交付されている方で、所得状況等によって引き続き認定される方には、8月から使用する新しい認定証を7月下旬に郵送します（ただし、未申告等により世帯の所得状況等が不明の場合は送付されません）。

また、新たに、対象となる方には通知をお送りしますので、保険証、認め印および個人番号のわかるものをお持ちになり、窓口で手続きをしてください。

## ●令和2年度の保険料について

### ・保険料率の見直し

保険料算定のもととなる保険料率（均等割額・所得割率）は、青森県後期高齢者医療広域連合において2年ごとに見直しが行われます。医療費の増加や現役世代人口の減少が見込まれることに伴い、令和2・3年度の保険料率は次のとおりとなります。

	平成31年度	令和2、3年度
均等割額（被保険者全員が納付する額）	40,514円	44,400円
所得割率（所得に応じて納付する率）	7.41%	8.30%

### ・令和2年度の保険料

均等割額 44,400円	+	所得割額 基礎控除後の所得(※1)×8.30%	=	保険料額 (賦課限度額64万円)
-----------------	---	----------------------------	---	---------------------

※1 基礎控除後の所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額（33万円）を差し引いた額です。

## ●均等割額の軽減について

### ・低所得者軽減

同一世帯内の被保険者及び世帯主の合計所得（軽減判定所得）に応じて、次の割合が軽減されます。

軽減割合	軽減される額	軽減判定所得	
7.75割(※2)	34,410円	33万円以下（改正なし）	
7割(※2)	31,080円	33万円以下かつ被保険者全員の年金収入が年額80万円以下で、その他の所得がない（改正なし）	
5割	22,200円	改正前	33万円＋（28万円×被保険者の数）以下
		改正後	33万円＋（28.5万円×被保険者の数）以下
2割	8,880円	改正前	33万円＋（51万円×被保険者の数）以下
		改正後	33万円＋（52万円×被保険者の数）以下

※2 特定軽減の見直しにより、令和2年度から「8割軽減は7割軽減」に、「8.5割軽減は7.75割軽減」に変更になりました。

### ・被扶養者軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日において、社会保険などの被用者保険（協会健保、船員保険、共済組合など）の被扶養者であった方は、資格取得後2年間に限り、均等割額の5割が軽減されます。

ただし、低所得者軽減（7.75割軽減または7割軽減）にも該当する場合は、軽減割合の大きい方が適用となります。

**【問い合わせ先】市役所国民健康保険課 電話42-2111（内線274・275）**  
**青森県後期高齢者医療広域連合 電話017-721-3821**

市税等は  
納期内に  
納めましょう

6月

「市・県民税」第1期  
「住宅使用料」  
「公共下水道使用料」  
「農業集落排水処理施設使用料」  
「利用者負担額（保育料）」  
の納期限となっています。

□座振替日は6月30日(火)です。□座振替で納付している方は、□座残高の確認をお願いします。  
**【問い合わせ先】収納課**  
**電話42-2111(内線226)**